

# 業務指示書

インド国ムンバイーアーメダバード間高速鉄道建設事業 バドーダラ駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】

## 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年10月18日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年10月27日までに機構ホームページ上に行います。

## 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

## 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

## 第4 競争上の条件

### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿等の提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 以下の者については、競争への参加を認めません。

インド国高速鉄道建設事業詳細設計調査【有償勘定技術支援】を受注した者は参加できません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。  
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他（第3業務実施上の条件5(4)(2)に記載の(ア)(イ)に該当する事項）  
(P24, 25)

注) 類似業務：①コンストラクションマネジメントに係る各種業務(WCS方式、CM/GC方式に関する類似業務経験を有することが望ましい)、②鉄道営業線近接工事の実施経験

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他（第3業務実施上の条件5(4)②に記載の(エ)～(カ)（=該当する箇所）  
(p24,25)

注1) (1)(2)(8)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/コンストラクションマネジメント）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：コンストラクションマネジメントに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 施工計画】

- 1) 類似業務の経験：鉄道構造物の施工計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年11月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。  
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

ステージIIに係る見積もり

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.728160 円 , US\$1 = 111.326000 円 , EUR1 = 124.403000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：11月16日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/コンストラクションマネジメント  
施工計画

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.33 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年11月30日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達》コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
インド国ムンバイーアーメダバード間高速鉄道建設事業 バドーダラ駅付近工区における  
プレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(40.00)	
(1) 類似業務の経験	30.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	10.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	6.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	7.00	
(3) 要員計画等の妥当性	7.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	20.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(16.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/コンストラクションマネジメント	(10.00)	( 5.00)
ア) 類似業務の経験	2.00	1.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	2.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	2.00	1.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 5.00)
カ) 類似業務の経験	—	1.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	1.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00)	( 6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	4.00
シ) 業務管理体制	—	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 施工計画	( 4.00)	
ア) 類似業務の経験	1.50	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.50	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## **第2 業務の目的・内容に関する事項**

### **1. 業務の背景**

2013年5月、日印共同声明において、ムンバイ～アーメダバード間高速鉄道建設事業（以下、「高速鉄道建設事業」）について両国で共同調査を実施することが決定され、「高速鉄道開発計画プロジェクト」（2013年12月～2015年6月）（以下、「日印共同F/S」）が実施された。その後、日印首脳共同声明（2015年12月）において、高速鉄道建設事業への新幹線方式の導入について合意された。

これを受け、JICAは2016年12月より、「インド国高速鉄道建設事業詳細設計調査」（以下、「D/D調査」）に着手し、インド初の高速鉄道導入に向けて、高速鉄道建設事業の詳細設計及び本体工事の入札図書作成、並びに本体工事の入札支援に取り組んでいる（D/D調査を実施するJICA調査団を、以下「D/D調査団」という）。日印首脳合意の下、2023年の高速鉄道開業を目指に両国での取り組みが進められているが、高速鉄道事業では既存在来線への近接工事を要する難易度の高い土木工区（バドーダラ駅付近、アーメダバード駅付近及びサバルマティ駅付近）が存在し、2023年の開業を実現するためには、当該工区の工事に2018年中に着手する必要がある。さらに、当該工区の工事が設計の見直し等で進捗が遅延すれば、2023年開業のボトルネックとなりうる。

係る状況に対応するため、日印政府間協議の結果、設計段階から施工業者の参画を得ることで、発注後の手戻りを軽減し、円滑かつ質の高い工事実施を実現すべく、当該工区に対しConstruction Manager / General Contractor方式（包括的建設サービス）（以下、CM/GC方式）を採用することが合意された。

### **2. 高速鉄道建設事業（円借款事業）等の概要**

#### **(1) 高速鉄道建設事業について（予定）**

##### **① 事業内容**

ムンバイ～アーメダバード間において高速鉄道の建設等を行うことにより、今後も高い成長率が見込まれる同地域の旅客輸送需要へ対応するとともに、地域間交通ネットワークの強化を図り、以て同地域の経済発展に寄与するもの。具体的なコンポーネントは以下の通り。

- (ア) 土木・建築工事：盛土、高架、橋梁、駅等の構造物の建設等
- (イ) 軌道工事：レール敷設等
- (ウ) 電気・機械工事：架線・変電所等の建設等
- (エ) 信号・通信工事：信号・通信システム整備等
- (オ) 車両調達：高速鉄道車両、保守・点検車両等
- (カ) コンサルティング・サービス：施工監理、品質・安全管理、試運転テスト補助、環境管理及び住民移転のモニタリング等

##### **② 対象地域：ムンバイ～アーメダバード区間（約506Km）**

##### **③ 実施機関：インド高速鉄道公社（National High Speed Railway Corporation（以下、NHSRCL））**

#### **(2) 「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道研修施設建設事業」について**

##### **① L/A署名：2017年9月（承諾額：104億5,300万円）**

##### **② 事業内容**

本事業は、中西部グジャラート州において高速鉄道の運営・維持管理に携わる人材育成のための研修施設を整備し、研修実施体制の充実を図ることにより、高

速鉄道の円滑な運営・維持管理及び安全で快適な輸送の実現に寄与するもの。

- ③ 対象地域：グジャラート州バドーダラ市
- ④ 実施機関：NHSRCL

### 3. 業務の目的

本業務は、円借款事業「高速鉄道建設事業」に活用することを想定し「D/D 調査」で作成中のバドーダラ駅及び駅付近の構造物の設計案等に対し、施工者の立場から施工性を勘案したレビュー・助言を行い、「D/D 調査」で作成される設計案（施工計画を含む）の精度の向上を図り、以て高速鉄道事業の迅速化に寄与することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. CM/GC 方式（包括的建設サービス）」「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. CM/GC 方式（包括的建設サービス）

#### (1) CM/GC 方式

JICA 及び NHSRCL の間で取交した合意書(2017 年 10 月締結予定)(以下、MOU)  
(別紙 1.) に基づき、CM/GC 方式を活用した本業務が実施される。そのため、同方式の制度を充分に理解した上で本業務の実施に当たらなければならない。

##### ① CM/GC 方式の概要

CM/GC 方式とは、事業の設計段階から施工者の知見を活用し、施工計画及び詳細設計の質の向上を図り、施工段階での設計修正の最小化を図るとともに、設計段階における検討結果に基づき、施工段階のリスクについて施工段階への移行前に施工者と施工者の間で適切に分担し合意することで、円滑な施工の実現を図るものである。

別紙 2. に高速鉄道建設事業に適用する CM/GC 方式の概要を示す（※別紙 2. 中の WCS 方式とは、本業務の CM/GC 方式を指す）。CM/GC 方式は、Pre-construction フェーズ（本体工事準備段階）と Construction フェーズ（本体工事実施段階）の 2 段階に分かれるが、本業務は Pre-construction フェーズとして、別紙 2. に示す設計段階における CM/GC Provider の役割を履行するものである。

##### ② CM/GC 方式における関係者の役割

以下に、CM/GC 方式における関係者の役割を記す。

###### (ア) General Advisor の役割

General Advisor は、関係者間の調整及び事業の技術的指導を実施する。また、CM/GC 連絡協議会（基本的には、General Advisor、Designer、CM/GC Provider の三者で開催。JICA をはじめとする関係機関は必要に応じて参加）を運営する。高速鉄道建設事業においては、D/D 調査団が General Advisor の役割を担う。

###### (イ) Designer の役割

Designer は、設計者として、プレコンサルティングの段階において、計画・設計に関する事項についての実施の責務を負う。高速鉄道建設事業においては、D/D 調査団が Designer の役割を担う。

###### (ウ) CM/GC Provider の役割

CM/GC Provider は、高速鉄道建設事業の施工予定者として、設計段階において、施工性の観点からの設計レビュー、施工計画の検討、工事費の算定、工程計画の立案、工事下請け契約に係るパッケージングの検討、サブコントラクターの入札図書作成、入札手続き、施工段階における各種リスクの検討について、JICA 又は General Advisor の指示に基づき実施の責務を負うほか、施工者として契約に至った場合、施工段階において、施工契約等に関する事項についての実施の責務を負う。

③ 「包括的建設サービス方式の円借款事業への導入に向けた関係者間のリスク分担の検討及び契約図書の提言」について

CM/GC 方式は、類似方式である我が国の技術提案・交渉方式等を参考に制度設計された方式であるが、これまで円借款事業に導入された例はない。そのため、JICA では「包括的建設サービス方式の円借款事業への導入に向けた関係者間のリスク分担の検討及び契約図書の提言」業務を実施し、当該方式の円借款事業への導入に当たり、円借款の調達制度との整合性、融資や技術支援を実施する JICA を含めた主要関係者（事業実施主体、コントラクター（CM/GC Provider）、General Advisor、設計コンサルタント（Designer）、施工監理コンサルタント、JICA 等）間の役割・責任・リスク分担の整理、関係者間の契約で用いられる契約図書の雛形作成等を実施中。当該業務は 2017 年内に報告書が提出される予定。

(2) コンストラクション・フェーズについて

MOU に記載のとおり、プレ・コンストラクションサービスを受注した業者は、インド側と双方で合意できた場合、引き続きコンストラクションサービスを請け負うことと印度側と合意している。

## 6. 業務実施上の留意事項

(1) 全体の入札パッケージ及び本業務の対象範囲

高速鉄道建設事業の土木工事における、検討中の入札パッケージ概要は下記のとおり。本業務は、このうち調達パッケージ C-5（以下、「C-5 工区」）を対象とし、施工計画や詳細設計のレビュー・助言を行うもの。

セクション	延長 km	場所	土木工事
ムンバイ駅	0.7	マハラシュトラ グジャラート	C-1
海底トンネル	20.6		C-2
中間セクション 1	135.6		C-3
中間セクション 2	237.1		C-4
バードーダラ駅	8.2		C-5
中間セクション 3	88.3		C-6
アーメダバード駅・サバルマティ駅	18.1		C-7

(2) 工事契約形態

C-5 工区については、2017 年 2 月の日印合同委員会において工事の主契約者を本邦企業（Japan or Japan-India JV）に限定するとともに、契約図書類は JICA 標準入札書類の Works (2012) を採用する方向性が合意されており、それを前提に関係者間で検討を進めている。

### (3) C-5 工区の概要

C-5 工区はバドーダラ駅を含む約 8.2 km 区間について、高架による土木構造物（建築、機械設備を含む）を建設するほか、地平のメンテナンスデポ 1 か所に係る土木工事を施工する工区である。

当該区間は全区間にわたりインド国鉄在来線が並走しており、一部では在来線に非常に近接又は交差する区間が存在する。特にバドーダラ駅構内終点方（北側）では在来線西側から在来線東側まで計 9 線の在来線を跨ぐ必要があり、当該工区最大の難工事となることが予想される。また、バドーダラ駅は 2 面 4 線の高架駅として既設の在来駅の西側に併設する形で計画されており、施工中の旅客流動等への配慮が必要となる。

日印共同 F/S におけるインド側との協議においては、高速鉄道に支障する在来線についてはインド側で支障移転する計画とされていた。しかし、D/D 調査着手後インド側より、撤去可能な線を除き営業線の支障移転は非常に困難であり、線路閉鎖についても日々設定することは難しいことが示され、D/D 調査団による検討の結果、別紙 3 に示す計画を基本として設計を進めることがインド側との間で合意された。

その他、鉄道との交差個所については、スパンによらず鋼析を採用することがインド側より要望として出され、D/D 調査団で検討の結果、インド国内の鋼構造物製作技術を勘案し、鋼トラス析を採用することを基本方針として検討を進めている。

### (4) 本業務のステージ分け

本業務は、D/D 調査の進捗及び本業務初期段階での検討内容によって、サブコントラクター調達業務の詳細が確定するため、業務全体を以下の通り 2 段階に分けて実施することとする。

#### ① ステージ I

ステージ I では、C-5 工区に関し、D/D 調査団（General Advisor）の指示に基づき、D/D 調査団（Designer）の設計レビュー及び施工計画の策定を行い、当該作業結果をもとにサブコントラクターの調達パッケージ（案）の策定・概算工事費（案）の算定・概略工事工程（案）の立案等を実施する。2017 年 12 月から 2018 年中頃の業務を想定。

#### ② ステージ II

ステージ II では、ステージ I の業務結果をもとに、D/D 調査団（General Advisor）の指示に基づき、パッケージ毎の施工計画を検討し、詳細設計への助言を行うとともに、リスク分析並びにリスク分析に基づく工事費（案）の算定及び工程計画（案）を立案し、JICA およびインド側の承認を得たのち、サブコントラクターの選定を行う。2018 年中頃から 2020 年 4 月の業務を想定。

### (5) 自然条件の特殊性

高速鉄道建設事業の対象地域であるインド国グジャラート州及びマハラシュトラ州は、一年を通じて高温が続き、高温期においては気温が 45 度を上回る地域があるほか、砂埃など大気中の粉じん量も日本と比較して多い傾向にある。

### (6) 業務の詳細に係る指示

本業務は D/D 調査団 (Designer) の設計作業と緊密に連携して検討を進める必要がある。そのため、作業内容に係る指示の詳細は、D/D 調査団 (General Advisor) が直接指示できるものとする。ただし、D/D 調査団 (General Advisor) からの指示内容に疑義が生じた場合及び見解が一致しない場合等は速やかに JICA に報告し、別途指示を仰ぐものとする。

なお、本業務の検討結果に係る主たるカウンターパート機関（以下、C/P）である NCSRCL との意見交換及び調整は、D/D 調査団 (General Advisor) が行うことを基本とするが、必要に応じて、本業務契約者は D/D 調査団 (General Advisor) とともに C/P との協議に参加する。

#### (7) D/D 調査の支援体制

##### ① 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee)

日印の意思決定の場として、合同調整委員会（以下、JCC）（インド側：インド鉄道省、NCSRCL、日本側：国土交通省、在インド日本大使館、JICA、D/D 調査団）を設置している。JCC は、成果品提出のタイミング等、プロジェクトの重要なプロセスにおいて開催している。

##### ② 国内支援委員会

D/D 調査で作成する各種設計を技術的な見地から確認するため、日本国内で有識者を入れた国内支援委員会（委員長：鉄道総合技術研究所 垂水尚志フェロー（前理事長）、副委員長：早稲田大学 石橋忠良客員教授 他）を設置している。この国内支援委員会は、原則 JCC の前に開催されているが、業務の進捗状況や C/P との要望を踏まえ、開催の頻度や時期は柔軟に検討している。

#### (8) メディアへの対応

高速鉄道建設事業は、日印双方においてメディアの関心が高く、その傾向は今後より強くなっていくことが想定される。高速鉄道建設事業に対する人々の理解を深め、事業を円滑に進めるためにも、広報活動は非常に大切となる。一方で、メディアへの情報提供には正確性が求められるほか、入札に影響する情報などについては、一定程度の秘匿性が必要となる。本業務契約者は、上記点に留意しつつ、メディア等への対応については、事前に JICA への連絡・相談を行うこと。

#### (9) 安全・連絡体制の確立

本業務の実施にあたっては、頻発するテロ活動等から関係者の安全を確保するため、これまで以上に、安全対策・情報収集・連絡体制の確立等に留意する必要がある。

本業務契約者は、現地渡航にあたっては、外務省たびレジへの登録、JICA インド事務所に対する渡航情報、投宿先、連絡先などの報告、ならびに同事務所からの現地最新情報の収集などを実施すること。また、これらを含む安全管理の方策ならびにその体制についてプロポーザルにて詳述すること。

#### (10) リスク分析とその取扱いについて

CM/GC 方式における特徴のひとつに、事業実施におけるリスク管理のための Risk Register 活用がある。本業務契約者は、特に施工計画の立案に際して、リスク項目の洗い出しを実施する。また、その想定されたリスクについて、発生頻度、

リスクの重要性及び顕在化した場合の事業への影響等を考慮して、低減或いは回避すべきリスクを特定し、その具体的対応策を提案する。

さらに、リスクの検討によって、改善された詳細設計及び施工計画に基づいても残されたリスクについては、Risk Registerに項目ごとに整理する。Risk Register の検討にあたっては、計上するコストの算定を行い、そのリスクが顕在化した時の取り扱い、管理方法及び執行権限者を検討し、提案する。Risk Register を構成する、①発注者が保有するリスク（予備費）、②発注者とCM/GCプロバイダーが共有するリスク（リスクプール）について、CM/GCプロバイダーはWork Package 毎にD/D調査団（General Advisor）に提案するものとする。また、②については、そのうちの一部に対して、特定したリスクが発現しなかった場合のsaving のシェアについても協議することが認められている。いずれの提案に対しても、CM/GC連絡協議会において発注者からの合意を経て確定するものとする。

リスクの種類	費用負担方法	想定されるリスクの例
① 発注者が保有するリスク	発注者予備費	用地買収、埋設物移設、架空線移設、不可抗力（戦争、テロ、災害等）、法令変更、設計方針の不具合・変更、沿道住民の反対と補償、環境アセスメント上の問題、行政機関の許認可取得、他工事との調整 等
② CM/GC プロバイダーと発注者が共有するリスク	リスクレジスターの Risk Pool または Shared Risk Pool であらかじめ対象項目を決定して、そのリスクが発現したことが確認されれば、そのコストとフィーが Provisional sum から支払われる。	Risk Pool 地盤条件相違、埋設物移設、架空線移設、設計数量の誤り、設計の誤り、第3者賠償（CM/GC プロバイダーが直接の起因者でないもの）、発注者による不信が低い下請業者の採用 等 Shared Risk Pool 下請け契約間のスコープギャップ、アクセラレーション、エスカレーション、為替差損 等
③ CM/GC プロバイダーが保有するリスク	各サブコントラクターとの契約金額に内包。	サブコントラクターの能力不足による遅延 等

Risk Pool : CM/GC プロバイダーがコントロールできないリスクが対象。発注者が未使用分金額を回収。

Shared Risk Pool : CM/GC プロバイダーが誠実に施工しているにも関わらず発生したリスク事象が対象。未使用分はインセンティブ規定により、予め合意された比率で発注者と配分する。

## 7. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。本業務契約者は、各業務項目について、効果的かつ効率的な作業工程及び具体的な作業方法をプロポーザルで提案すること。なお、プロポーザルの作成にあたっては、作業工程ごとに必要となる要員（または要員ごとのTOR）を明確にし、作業工程ごとに必要なM/Mを可能な限り明示すること（ただし、下記第三5.（2）にあるとおり、本業務の契約内容は変更が生じることが想定されるため、現時点での想定で構わない）。また、複数の要員が同じ作業工程に従事

する場合は、要員間の作業分担を明確化すること。

本業務契約者は、以下に記載の無い業務項目について、成果品を作成するうえで、また、本業務を円滑に進めるうえで必要と判断する場合は、あわせてプロポーザルで提案すること。

### 【ステージ I】

#### (1) インセプション・レポート (IC/R) の作成

本業務契約者は、共同調査 (JICA から提供)、既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報、本業務に関係する法令、使用する基準・規定類のレビューを行い、本業務を行う上での課題、論点を把握する。併せて、本業務の基本方針、項目と内容、検討に必要な調査項目及び資料、作業行程、作業手順、実施スケジュールなどを検討し、IC/R (案) として取りまとめる。

本業務契約者は、作成した IC/R (案) について、JICA 及び D/D 調査団 (General Advisor) との協議を経たうえで、協議の結果を反映した IC/R を JICA に提出する。

#### (2) 設計レビュー準備作業

##### ① サイト状況確認

本業務契約者は、高速鉄道建設事業のサイト状況に関し、D/D 調査で確認中の設計、施工計画策定ならびに予定価格算定の与条件を整理・レビューする。なお、D/D 調査で整理・確認中の内容は下記の通り。

- (ア) インド側より提供される地質調査結果の解析
- (イ) インド側より提供される地形測量結果を確認
- (ウ) その他共同調査において収集した自然条件データのレビュー、及び必要に応じた情報の追加収集及び更新
- (エ) 各種建設資材の調達可能性調査
- (オ) 施工ヤード、資材ヤード、その他施工中に必要なヤード候補地調査
- (カ) 主要交差道路の交通量調査
- (キ) 交差鉄道線路の列車ダイヤ
- (ク) 共同調査における自然環境調査結果のレビュー及び必要に応じた情報の追加収集及び更新

##### ② 設計レビューの前提条件の確認

本業務に適用する各種前提条件については、下記の点について D/D 調査にて整理・策定中。本業務契約者は D/D 調査団 (General Advisor) との間で当該諸条件の整理状況を確認し、設計レビューに必要な前提条件を整理すること。

- (ア) 建設基準／維持管理方針
- (イ) 橋梁桁形式 (特殊橋梁、長大橋梁)

#### (3) 基本設計レビュー及び代替案の提案

本業務契約者は、施工者の視点から、施工性、環境問題、適用可能な新技術等を踏まえ、下記の設計についてのレビュー及び助言を行い、必要に応じて代替案を提案する。なお、プロポーザルにおいては、現時点で想定される標準設計レビュー内容に基づき、数量及び概算費用を提案すること。概算費用の提案にあたっては、鉄道・運輸機構の積算手引き (またはそれに類するもの) に記載されている構造種別については、同手引きの積算基準を基本としつつ、本業務の特殊性に対する考慮が必要な場合は、これに対する定量的な説明を付した見積もりとすること。

## ① 基本設計のレビュー

本業務契約者は、D/D 調査団（Designer）が作成する C-5 工区における橋梁、高架橋（一般部、駅部）、土構造物等の一般形状を表現した基本計画図、基本設計検討書、検討一般図等（以下、基本設計）について、施工者の視点から、施工性、環境問題、新技術の活用等を踏まえたレビューを行う。

## ② 基本設計代替案の提案

本業務契約者は、上記①を踏まえ、必要に応じ、施工者の観点から基本設計の代替案を D/D 調査団（General Advisor）に提案する。

## （4） 施工計画の作成

D/D 調査団（Designer）は、施工建設機械、設備、施工方法、仮設工、ストックヤード、環境対策、建設資材の入手候補先などを含む施工計画を検討し、主要な工事について具体的な施工計画図及び施工スケジュールを作成中。特に、大都市市街地内での工事が計画されているバドーダラ駅付近においては、工事期間中の道路交通の安全や渋滞の発生防止に配慮した資材搬入路計画や道路迂回計画を作成中であり、また、上記 6. (3) に記載した点に留意した施工計画を作成中。

本業務契約者は、D/D 調査団（Designer）が作成する C-5 工区における施工計画及び施工スケジュールをもとに、上記 (3) ②で提案した基本設計の代替案も鑑みつつ、施工者の観点から施工計画（案）を検討・作成するとともに、工事中の安全対策についても検討を行う。検討結果について D/D 調査団（General Advisor）に提案し、施工計画及び工事中の安全対策に係る協議を行う。

## （5） 外部ステークホルダーとの調整事項に関する概略検討

本業務契約者は、上記 (4) に基づく施工計画上必要となる外部ステークホルダー（インド国鉄、道路管理者等）との要調整事項について、工事作業内容及びステークホルダー側に実施を求める事項を検討し、資料として取り纏めたうえで C/P 及び D/D 調査団（General Advisor）へ提出する。

本業務契約者は、上記資料に基づき C/P が実施する外部ステークホルダーとの協議に同席し、必要に応じて C/P をサポートする。

本業務契約者は、上記協議結果を (4) にて作成する施工計画（案）に反映する。

## （6） サブコンパッケージ（案）、概算事業費（案）、概略工事工程（案）の提案

### ① 更新版の基本設計等のレビュー

本業務契約者は、D/D 調査団（Designer）が更新した基本設計等を確認する。

### ② サブコンパッケージ（案）の提案

上記①を踏まえ、D/D 調査団（General Advisor）と連携しつつ、C-5 工区について、工事再委託を行うサブコントラクターの調達パッケージ（案）（それぞれの調達方法（案）を含む）を作成する。

③ 施工計画に基づき、算定の前提となる条件とともに概算事業費（案）及び概略工事工程（案）を提案する。

## （7） 基本設計、施工計画、概算事業費、概略工事工程、サブコンパッケージの合意

上記 (3) ~ (6) の作業について、本業務契約者が策定した案を含む形で比較

検討を行い、D/D 調査団（General Advisor）は、基本設計、施工計画、概算事業費、概略工事工程、サブコンパッケージに対して、C/P と合意形成を図る。D/D 調査団（General Advisor）は合意した内容について JICA の同意を得る。

#### (8) 技術移転計画の作成

本業務契約者は、高速鉄道事業の Construction フェーズにおけるインド側（主としてサブコントラクター）に対する技術移転（施工技術・品質管理・安全管理等）について、計画をとりまとめ、D/D 調査団（General Advisor）及び JICA と協議する。

#### (9) インテリム・レポート（IT/R）の作成

本業務契約者は、上記（1）～（8）の業務が終了した段階で、業務項目・検討結果等を全て網羅した IT/R（案）を作成し、JICA に提出する。

### 【ステージⅡ】

#### (10) サブコンパッケージ毎の詳細計画の検討

##### ① サブコンパッケージ毎の詳細施工計画の検討

本業務契約者は、D/D 調査団（Designer）が作成する C-5 工区における橋梁、高架橋（一般部、駅部）、土構造物等の詳細を記した詳細図等（以下、詳細設計）について、施工者の視点から、施工性等を踏まえたレビューを行うとともに、施工計画の検討を行い、検討結果を D/D 調査団（General Advisor）にフィードバックする。

##### ② サブコンパッケージ毎の工事工程（案）の作成

D/D 調査団（General Advisor）と連携しつつ、サブコンパッケージ毎の工事工程（案）を作成する。

##### ③ 数量計算書（案）のレビュー及び工事費積算

D/D 調査団（Designer）が作成する数量計算書（案）をレビューし、D/D 調査団（General Advisor）と連携しつつ、サブコン調達に係る予定価格確認を目的とした積算を実施する。積算に際し検討が必要な項目として、以下の内容を想定する。

###### （ア） 作業効率、生産効率の検討

###### （イ） 材料費、労務費、機械損料、運搬費、保険料

###### （ウ） 工種・項目の代価表

また、本業務契約者は、積算レビューにあたって以下の点に留意すること。

###### （ア） 積算の内訳として内貨、外貨及び税金の種分けを行う

###### （イ） 単価の設定にあたり、積算の前提条件、根拠について十分に検討・協議する（本邦にて調達するアイテムについては特に留意し、現実的な設定を提案すること）。

###### （ウ） 各種工事・製品・材料単価、間接工事費の決定に際して、十分に検討・協議する。

###### （エ） 類似案件の建設単価、建設機材を調査し、運搬費を考慮したうえで工事費の適正化を図る。

#### (11) 鉄道営業線近接工事等に係る施工承認手続き支援

鉄道営業線に近接した範囲で工事を実施するためには、鉄道安全委員会（CRS）の事前承認が必要なほか、線路閉鎖を要する工事のためには、インド国鉄（IR）の事前承認が必要となる。本業務契約者は、C/P が実施する上記承認手続きを支援するため、以下の作業を実施する。

- ① CRS の承認が必要な作業のリスト化
- ② 上記①の作業に必要となる仮設構造物の設計（ただし、D/D 調査団（Designer）が設計するものを除く）
- ③ 事前承認に必要な書類（詳細施工計画、本体構造物設計図（D/D 調査団（Designer）が作成）、仮設構造物設計図等）の取り纏め

#### (12) リスク分析

本業務契約者は、留意事項6. (10) のとおり、サブコンパッケージ毎のリスクを分析し、リスクレジスターを作成する。リスクレジスターについては、D/D 調査団（General Advisor）及び JICA との協議を経たうえで、D/D 調査団（General Advisor）が C/P と協議する。

#### (13) サブコントラクターの選定

本業務契約者はリスク分析の結果を確認し、リスク分担の合意が得られた場合、予め承認が得られた方法に基づき、サブコントラクターの調達のための入札書類を作成し、サブコントラクターの選定を行う（なお、サブコントラクターとの契約はコンストラクションサービスの中で行われることを想定）。

#### (14) ファイナル・レポート（F/R）の作成

本業務契約者は、本業務で実施したすべての業務項目・検討結果等を全て網羅した F/R を作成し、JICA に提出する。

### 8. 成果品等

#### (1) 報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

##### ① インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：業務開始後半月以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）、CD-R 3 部

##### ② インテリムレポート

記載事項：その時点までの業務成果

提出時期：

(i) ステージ I 完了時

(ii) ステージ II における各サブコンパッケージ調達終了時（最後のサブコン  
調達終了時は提出不要）

部 数：英文 10 部（簡易製本）、CD-R 3 部

##### ③ ファイナル・レポート

記載事項：業務結果の全体成果

提出時期：業務終了時  
部 数：英文 10 部（製本）、CD-R 3 部

(2) その他の報告書類

- ① 業務計画書；インセプション・レポートに替える
- ② 業務実施報告書；ファイナル・レポートに替える

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

ステージI：2017年12月下旬～2018年第二四半期

ステージII：2018年第三四半期～2020年4月

表 業務工程

年 4 半期	2017				2018				2019				2020	
	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q			
【ステージI】														
業務開始準備														
設計レビュー及び代替案検討														
施工計画作成														
サブコン調達検討														
【ステージII】														
リスクシェアマトリックス作成														
サブコン毎の詳細計画検討														
サブコン選定														
報告書	IC/R				IT/R					IT/R	IT/R	IT/R	F/R	

1Q：1月～3月 2Q：4月～6月 3Q：7月～9月 4Q：10月～12月

IC/R：インセプション・レポート IT/R：インテリムレポート F/R：ファイナル・レポート

※上記は目安であり、D/D 調査団の作業進捗等に応じて変更の可能性がある。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目安

【ステージI】：約 20 M/M

【ステージII】：提示しない

ステージIIの業務については、ステージIの業務結果に基づき確定されることから、現時点では確定的な人月の提示を行わない。プロポーザル策定時点で想定されるステージIIの業務内容、作業計画、要員計画及び見積書の作成に当たり、ステージIIの業務に係る業務量等の提案範囲は技術評価の対象とするが、見積額は価格評価の対象とせず、ステージIIの業務に係る契約を締結する際に交渉の基礎とすることとする（ステージIIの見積もりは別見積もり）。

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を下記に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

※格付に記載のないポジションについては、3号または4号の格付けとする。

##### 【ステージI】

（1）総括／コンストラクションマネジメント 1号

（2）施工計画 2号

（3）構造設計

（4）積算

## (5) 調達計画／業務調整

### 【ステージⅡ】

提示しない

### 3. 配布資料

(1) 協議議事録 (MOU) (注: 後日配布)

(2) WCS 方式の運用ガイドライン (案)

(3) 概略設計図

### 4. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

### 5. その他の留意事項

#### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

#### (2) 契約変更

- ① 本業務を実施するにあたり、ステージⅡについては、ステージⅠの業務が終了しない限り業務の量が想定できないことから、当初契約時点では、ステージⅠ業務のみ契約することとし、ステージⅡ業務については別途契約を締結することとする。
- ② 本業務のスケジュールは、D/D 調査団 (General Advisor) による設計・計画等に大きく左右されるため、頻繁な契約変更が起こりうる。

#### (3) 支払い

- ① ステージⅠ業務が終了した時点で、インテリムレポートに基づき、支払いを行う事を想定しているが、詳細は契約交渉にて協議することとする。
- ② ステージⅡ業務における支払いは、調達パッケージ毎に、コンストラクションサービスに移行した部分のプレコンサービス業務について支払いを行うことを想定している。

#### (4) プロポーザルについて

##### ① プロポーザルの言語

本業務の実施に当たっては提案内容等をインド側にも説明する必要があることから、プロポーザルは英語で作成すること。

##### ② 技術提案について

下記 (ア) ~ (カ) についての提案をプロポーザルに含むこと。プロポーザル作成にあたっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」をベースとするが、本業務の対象ではない Construction フェーズにおける事項(エ) ~ (カ) についてもプロポーザル評価に含めることとする。なお、(エ) ~ (カ) については、プロポーザル評価表の 2. 業務の実施方針等 (4) その他 (実施設計・施工監理体制) にて評価するものとする。

- (ア) プロジェクトサイト状況への理解
- (イ) 本業務に有効に生かせる過去の実績：  
　　インドにおける業務実績、CM/GC 方式に関する業務実績、駅営業線近接工事実績等について記載
- (ウ) D/D 調査団 (Designer) が作成する設計案を技術的にレビューする方法：  
　　第2 7. (3) 参照
- (エ) Construction フェーズにおける安全管理のための方法：  
　　工事実施時における、建設作業、列車運行、乗客等の安全管理方法について記載
- (オ) Construction フェーズにおける事業費と工程の管理方法：  
　　工事費高騰防止、計画通りの工事進捗管理等の方法等について記載
- (カ) Construction フェーズにおけるインド側関係者への技術移転方法：  
　　Construction フェーズにおいてインド側（主としてサブコントラクター）に実施する技術移転（施工技術・品質管理・安全管理等）について、計画・方法を記載
- ③ プロポーザルの扱い（評価対象業務従事者経歴書等）  
　　評価対象業務従事者経歴書を含むプロポーザルについて、プロポーザル評価のインド側への説明のためインド側に公開する可能性がある。

#### (5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

#### (6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上